

令和6年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年9月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 中田 恭一 14番 市山 繁
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	報告第6号 令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	市長、総務部部長 説明
日程第6	報告第7号 令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第7	報告第8号 令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	農林水産部部長 説明
日程第8	報告第9号 令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第9	報告第10号 令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第10	報告第11号 令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財政課課長 説明
日程第11	議案第42号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第12	議案第43号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第13	議案第44号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第14	議案第45号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部部長 説明
日程第15	議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市ケーブルテレビ施設)	企画振興部部長 説明
日程第16	議案第47号 令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	財政課課長 説明
日程第17	議案第48号 令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	保健環境部部長 説明

日程第18	議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部部長 説明
日程第19	認定第1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課課長 説明
日程第20	認定第2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第21	認定第3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第22	認定第4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第23	認定第5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部部長 説明
日程第24	認定第6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部部長 説明
日程第25	認定第7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部部長 説明
日程第26	認定第8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部部長 説明
日程第27	請願第1号	令和6年度へき地保育所の閉園延長に関する請願	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君
教育長 山口 千樹君 総務部部长 平田 英貴君
企画振興部部长 塚本 和広君 市民部部长 吉田 博之君
保健環境部部长 草合 正吉君 農林水産部部长 松嶋 要次君
建設部部长 平本 善広君 消防本部消防長 山川 康君
教育次長 目良 顕隆君 総務課課長 横山 将司君
財政課課長 原 裕治君 会計管理者 篠崎 昭子君
代表監査委員 吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、中田恭一議員、14番、市山繁議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、本日から9月25日までの21日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は本日から9月25日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。

篠原一生市長より行政報告の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日ここに、令和6年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、8月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

航路の維持・確保につきまして、現在、本市に就航している2隻のジェットフォイルは、市民生活の足としてだけでなく、本土の医療機関への迅速な患者搬送のほか、観光促進等、交流人口の拡大にも重要な役割を果たしております。

しかしながら、いずれのジェットフォイルも建造から30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、更新の時期を迎えておりますが、新船建造費の高騰などにより、航路事業者単独での更新は非常に困難な状況となっております。

そのため、本市では、これまで県知事要望等を通じて、国へ更新に対する支援制度の創設を求めてきたところであり、本年2月には、壱岐市航路対策協議会より事業者へ更新の要望書を提出しておりました。

その結果もあり、今般、航路事業者である九州郵船株式会社において、国の支援制度が活用できることとなり、船齢が最も高いジェットフォイル「ヴィーナス2」の更新が進められる運びとなりました。

本市としましては、現在の運航体制を維持し、持続可能な航路運営を図るためには、国の支援と合わせて、県と市が一体となり、更新に係る建造費の一部を支援する必要があると判断し、所要の予算を計上しております。

今後とも、国、県及び対馬市等と連携し、航路の維持・確保に努めてまいります。

機構改革につきまして、市の組織機構については、多様化・高度化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応するため、これまでも課の新設・統廃合などを進め、効率的な行政運営を図ってまい

りました。

今般、より一層の行政運営の効率化を図るため、高齢者福祉に関する事務の所管を保健環境部に一元化することなどを盛り込んだ行政組織条例の一部改正について、令和7年1月1日からの実施を図るべく、本定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

組織機構については、今後も時代の流れを適切に捉え、限られた職員数の中で持続的な行政運営ができるよう、関係部署の意見を十分に踏まえた上で、適宜見直しを図ってまいります。

全国離島交流中学生野球大会につきまして、8月19日から22日まで本市で開催された「国土交通大臣杯第15回全国離島交流中学生野球大会」通称「離島甲子園」は、25の自治体から23チーム総勢約600名の参加を得て、連日の猛暑の中、熱戦が繰り広げられました。

本市からは、地元開催ということもあり、2チームが出場いたしました。

「ALL IKI」チームは、初戦「屋久島選抜」に競り勝ちましたが、第2戦目で「竹富町選抜」に惜しくも敗退しました。

一方、「壱岐市選抜」チームは、投打の活躍で初戦、第2戦を勝ち進み、準々決勝では「隠岐の島あんやらーず」に快勝、準決勝では昨年決勝戦を戦った「石垣島ぱいーぐるズ」と対戦しましたが惜敗し、大会連覇の夢は途切れしました。

しかしながら、猛暑の中、懸命にプレーする選手の姿や、スタンドが一体となって熱い声援を送る光景に、勇気と感動を与えていただきました。

また、本大会では各会場の試合をユーチューブによるライブ配信や、壱岐市ケーブルテレビによる中継等を行い、多くの皆様に御観覧いただきました。

市民皆様には、全チームに対し、温かい御声援と、おもてなしの心で接していただき、多くの参加者、関係者の皆様から感謝の言葉をいただきました。

本大会を支えていただきました壱岐市軟式野球連盟審判部の皆様をはじめ、物心両面にわたり御支援、御協力いただきました協賛企業、大会関係者の皆様、そして大会運営に御尽力いただいた多くのスタッフの皆様に心から感謝を申し上げます。

観光振興につきまして、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年7月の乗降客数は5万6,263人で、対前年比94.2%でありました。

このような中、スポーツ合宿においては、8月末までに140の団体、2,838名の申請があり、コロナ禍前の水準まで戻ってきており、大きな経済効果を生み出しております。

引き続き、島内スポーツ団体と連携した大会の開催及び誘客促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、去る8月8日に、朝鮮通信使復元船が260年ぶりに勝本港に寄港いたしました。

本船は、韓国・釜山を出港し、下関まで航行するもので、8月9日に入港セレモニー、10日

と11日に船上博物館の見学、江戸時代に朝鮮通信使をもてなした再現料理の試食会を行い、多くの市民皆様に御来場をいただきました。

また、派遣団の皆様には、16日まで滞在いただき、本市を視察いただいたところです。

今後も、本市の魅力を積極的に国内外へ発信し、国内観光客に加え、外国人観光客の増加にも努め、市内経済の活性化を図ってまいります。

壱岐ウルトラマラソンにつきまして、壱岐ウルトラマラソンの申込みは、7月19日に応募を締め切り、北は北海道から南は沖縄まで37都道府県から100キロメートル556人、50キロメートル271人、計827人のエントリーをいただきました。

過去最高のエントリー数でありました昨年度より、さらに81名多いエントリーとなりました。

これは、これまでの本大会における市民皆様の御協力や沿道での温かい御声援等の「おもてなし」による大会運営の成果であると考えております。

今後は、市全体で大会を盛り上げるため、これまでの大会同様、小学生の皆様には参加選手への手紙と応援のぼりの製作、中学生・高校生の皆さんには当日の給水所等の運営に協力をいただき、併せて選手への激励を行っていただくようにしております。

また、島内外の多くの企業から御協賛いただき、様々な面で御支援をいただいております。

本大会は、壱岐全島を舞台とした一大イベントでありますので、市民皆様をはじめ関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

日本遺産再認定につきまして、本市は、平成27年に「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋」として、文化庁より日本遺産第1号の認定を受けております。

この日本遺産は、保全を目的とする世界遺産とは異なり、地域の有形・無形の文化財をストーリーとしてまとめ、観光振興につなげることを目的として文化庁が認定するもので、これまで全国で104件が認定されております。

しかしながら、認定後の取組に温度差があることから、取組が不十分な地域の認定取消しのほか、追加認定について審査する制度が導入されたところではありますが、本市の日本遺産認定については、本年度行われた審査の結果、7月23日に継続認定の通知がなされたところでもあります。

今後、国境の島が紡いだ文化・歴史・伝統を次世代に継承しながら、日本遺産として認定された物語を県及び関係市町と連携して国内外に広く発信し、観光資源としての価値を高めることで、観光客の増加を促進し、地域活性化を目指した取組を進めてまいります。

農業の振興につきまして、本年の早期水稻については、7月の高温、降雨等の影響で紋枯れ病が発生している圃場が散見されましたが、気温が高く、日照時間が多く推移したため、生育が早まり、成熟期の中心は平年よりやや早い8月16日から26日頃となりました。

また、普通期水稻についても、気温が高く、日照時間も多く推移したため、順調に生育が進ん

でおりますが、梅雨時期以降の降水量が少なく、登熟期間中の用水不足が懸念されること、また、病害虫の発生のおそれもありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについても、2月から3月に降雨の影響で移植作業が遅れたものの、5月以降、日照時間に恵まれたこと、また、病害の発生が例年より少なかったことで、目標収量である250キログラムを大幅に超えた270キログラムの反収が見込まれております。

肉用牛については、今般の国際情勢の影響を受け、飼料価格等の高騰が長期化しており、畜産経営を圧迫する厳しい状況が続いております。

このような中、去る7月27日に佐世保食肉センターで開催された第30回「長崎和牛」系統枝肉共励会において、壱岐産素牛での出品購買者が金賞及び銅賞を、また壱岐市農協肥育センター出品牛が銅賞を受賞されました。

これは壱岐牛の名声がさらに高められた結果となり、大変喜ばしく思っております。

なお、10月24日には、第11回壱岐市和牛共進会が開催される予定であります。

一方、8月に開催された子牛競り市では、前回6月の平均価格と比較し93.3%、3万6,000円安の51万7,000円と厳しい結果となりました。

市としましては、引き続き、国、県の各種施策を積極的に活用しながら、支援してまいります。

また、効率的な農地利用を行うために、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を、令和7年3月末までに作成することになっており、現在、各地区において関係機関と協力して協議を進めております。

農業の持続的発展のため、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者、集落営農組織など、多様な担い手の確保に努めるとともに、農地の利用集積及び農業経営の規模拡大に向けた取組を推進してまいります。

水産業の振興につきまして、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較いたしますと、漁獲量は13%減の693トン、漁獲高は17%減の8億7,300万円と、ともに減少しております。

これは、5月から6月にかけて大型クロマグロが118トン漁獲され、ほぼ上限に達したことで、残りを漁獲できなかった結果、クロマグロが捕食する大量のイカ類やアジなどが釣れず、さらにはイカ釣り漁業の操業時に漁具を切られる被害も発生したため、イカ釣り漁業者が出漁を控えたことが要因だと考えられます。

日本のクロマグロ漁獲枠については、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で決定されますが、7月に開催されたWCPFCの北小委員会では、これまでの規制により、クロマグロ資源が回復しているため、大型魚を50%、小型魚を10%増枠することで合意されています。

この合意は12月頃開催されるWCPFCの本会議で承認される見込みでありますが、昨年ま

で引き続き、県並びに県議会の要望の中で、クロマグロの漁獲枠の拡大について要望してまいります。

一方で、市内5漁協の正会員数は、令和5年度末で昨年から25名減の699名となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ、関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、磯焼け対策として、植食性動物駆除等に取り組んでおり、昨年度、三島・渡良地区を中心に、広範囲の藻場の再生を確認し、回復した藻場をクレジット化した結果、Jブルークレジット974.6トン-CO₂の認証を受けました。

これまでに34.6トン-CO₂を企業に御購入いただいております。残るクレジットについても継続して販売に努めております。

この収益を活用し、持続的な磯焼け対策につなげることにより、本市周辺海域における藻場の早期回復を図ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、個人の重症化予防を目的とした定期接種として、10月から医療機関において実施を予定しております。

対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾患を有する方で、1人1回の接種となり、接種費用の自己負担額は2,300円程度です。

今回から予防接種法上のB類疾病となっており、個人への接種券及び予診票の送付は行いませんので、接種を希望される方が医療機関に直接予約していただくようになります。

詳しくは、広報紙、回覧、ケーブルテレビ等でお知らせしてまいりますので、接種を希望される皆様が続ぎ安心・安全に接種できるよう、壱岐医師会の御協力の下、円滑な接種に努めてまいります。

保育所運営につきまして、壱岐市総合計画及び壱岐市子ども・子育て支援事業計画等を基本に進めてまいりました保育所運営については、市民皆様から様々な御意見をいただきながらも、令和6年3月末に渡良・沼津・初山のへき地保育所3園の閉所を行いました。

また、市の方針としてこれまで説明してきたとおり、残る柳田・志原のへき地保育所についても、令和7年3月末閉所に向けての関係条例を本定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

へき地保育所は、交通条件等で恵まれない地域の児童に対する保育対策であり、現在そして将来の本市の状況には即しておらず、その役割は終わったものと考えております。

今後は時代の流れに合わせ、施設の集約化を行うことで、保育士を効率的に配置し、持続可能

な保育所運営を図ってまいります。

そして何よりも子どもに寄り添い、保育にかける力を集中させていくことが、保育環境の充実、保育力の向上及び質の高い幼児教育の提供につながるものと考えております。

今後とも、健全な保育所運営とよりよい保育サービスの提供、並びに将来を担う子どもたちの最善の利益を守るための取組を市民皆様の御理解と御協力をいただきながら進めてまいります。

小中学生の活躍につきまして、近年の小中学生のスポーツにおける活躍は目覚ましく、各競技において、九州大会及び全国大会に出場しております。

7月21日から22日にかけて開催された長崎県中学校総合体育大会陸上競技において、1年男子400メートルリレーの部で、郷ノ浦中学校チームが見事優勝、そのリレーメンバーである中山涼雅さんが1年男子100メートルの部で準優勝に輝き、8月6日に開催された九州中学校体育大会においても、第4位の好成績を収めています。

また、中学生男子ソフトボールでは、クラブチームの壱岐ブレイブスが8月に福岡市で開催された第24回全日本中学生男子ソフトボール大会に長崎県代表として出場しており、サッカーでは、壱岐少年サッカークラブが8月に開催された第44回九州ブロックスポーツ少年団サッカー交流大会において、堂々たる第3位の結果を収めております。

本市の小中学生の活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、今後の壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

このほか、スポーツに取り組む子どもだけでなく、指導に当たる指導者や保護者等を対象として、智辯学園和歌山高等学校野球部の名誉監督である高嶋仁氏をお招きし、「夢叶うまで挑戦」と題した講演会を来る10月26日に壱岐の島ホールで開催することとしております。

高校野球の指導を通じて、子どもたちの人格形成に寄与してこられた高嶋氏の講演は、壱岐市のスポーツマインド向上に寄与するものと考えております。

防災対策につきまして、6月から7月にかけての梅雨時期に当たり、梅雨前線の影響で大気の状態が不安定となり、長崎県内各地において数度にわたり、線状降水帯の発生及び大雨による土砂災害・洪水災害等が心配されましたが、幸い本市では、警報等の発表はなく、大雨による被害等は確認されておられません。

また、去る8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、震源地に近い宮崎県では最大震度6弱が観測され、本市では震度2が観測されましたが、この地震による被害等は確認されておられません。

しかしながら、同日、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して、地震発生から1週間、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢を取るよう、呼びかけられたところであります。

その後、8月15日をもって、臨時情報発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」は終了しましたが、気象庁からは、南海トラフ沿いの大規模地震の発生確率が高まり、切迫性の高い状態であることが示されており、突発的な大規模地震の発生に備え、引き続き日頃からの備えを行うよう、注意が呼びかけられております。

さらに、8月29日から30日にかけて、台風10号が強い勢力で本市に接近いたしました。

本市においては、市民皆様の安全を確保するため、28日午後2時に壱岐市災害警戒本部を設置し、避難所等の対応について協議を行ったところであります。

その後、29日午前9時に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、市内各町1か所ずつ計4か所の避難所を開設いたしました。

30日午前4時50分の避難解除までに、最大で102世帯、145名の方が避難されたところであります。

この間、壱岐振興局観測局において、連続雨量253ミリを記録し、石田（壱岐空港）観測局において、最大瞬間風速30.9メートルを記録いたしました。

市内の被害状況については、熱中症の疑いで搬送された方が1名いらっしゃいましたが軽症と伺っており、その他直接的な人的被害は確認されておられません。

その他の被害状況については現在調査中ですが、今回の暴風の影響により、市内各所で停電、光ケーブルの断線、倒木による通行止め、停電に伴う断水等の被害が発生しております。

被災された皆様並びに長時間にわたって不自由な思いをされた皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

近年では、日本各地において、こうした大雨、台風、地震等が頻発しており、いつ、どこでこうした災害に見舞われるか予測が困難な状況にあります。

市としましては、引き続き、関係機関と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、早めの警戒や日頃の備えなど、さらなる防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

壱岐市地域防災計画の修正につきまして、本市では、災害対策基本法の規定に基づき、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、壱岐市地域防災計画を策定しております。

このたび、災害対策基本法の改正及び長崎県地域防災計画の修正等の内容を踏まえ、壱岐市地域防災計画の修正を行うこととしております。

本計画は、関係機関及び有識者等の委員で構成される壱岐市防災会議において作成することとなっており、今後、本会議を開催し、修正案についての審議を行い、パブリックコメントを実施の上、市議会12月会議において議案を提出する予定としております。

消防・救急につきまして、熱中症については、今年に入り、8月末日までに23名の方を救急搬送しております。

今後も残暑が厳しくなることが予想されますので、市民皆様におかれましては、小まめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、7月以降、新型コロナウイルス感染症感染者が急拡大しており、8月末日までに疑似症例を含めて44名の方を救急搬送しております。

市民皆様には、引き続き手洗いや換気、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策に御協力をお願いいたします。

次に、県内において、けがや急病で救急車を呼ぶか迷った際の電話相談窓口である「#7119」が、8月1日より開始されました。

市民皆様におかれましては、有効に活用いただき、救急医の負担軽減及び救急車の適正利用に御協力くださいますようお願いいたします。

また、これから農繁期を迎えるに当たり、野焼き、しくり焼きによる火災が毎年、発生しております。

草木を焼却する場合は、必ず消防署に届出を行い、周囲の燃えやすい物と安全な距離を保ち、焼却中はその場を離れずに、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算につきまして、本会議に提出した令和6年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億7,982万7,000円、各特別会計の補正総額4,515万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、2億2,498万4,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、249億4,774万2,000円で、特別会計については、80億17万2,000円となっております。

その他の議案につきまして、本日提出いたしました案件の概要は、令和5年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和5年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件4件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件1件、予算案件3件、令和5年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、8月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並

びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第6号～日程第26. 認定第8号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第6号から日程第26、認定第8号までの22件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 提出議案等につきましては、各担当部長等より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。

報告第6号令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しており、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第1号で規定された法人でございます。

事業報告書の1ページをお開き願います。庶務報告として、官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。（3）の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計608万8,989円、固定資産合計825万1,989円で、資産合計は1,434万978円となっております。

負債の部については、負債合計30万円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残

高明細書の（５）預り金でございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

純資産の部については、株主資本合計１，４０４万９７８円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の１，４３４万９７８円でございます。

次に、４ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が１７２万６０３円、販売費及び一般管理費１６４万４，５８３円で、営業利益は７万６，０２０円となっており、その内訳につきましては、９ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

営業外収益は、預金利息の４９円で、経常利益の７万６，０６９円から法人税等を差し引いた当期純利益は４万２，７６９円となります。

次に、５ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の全期末残高１，３９９万８，０００円、当期変動額合計が４万３，０００円で、当期末残高１，４０４万１，０００円となっております。

６ページは個別注記表、７ページは主要勘定残高明細書、８ページは固定資産明細表、９ページは営業損益内訳書、最後の１０ページは監査報告書でございます。

以上で、報告第６号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。

報告第７号につきまして御説明を申し上げます。

報告第７号令和５年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和５年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第１５２条第１項第３号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第４１期決算報告書を添付しております。

２ページをお開き願います。当社の業務概要についてを御覧いただきたいと思います。

中段以降になりますが、令和５年度の入場者数は前年度から減少し、７，８８５名となっております。

３ページをお開き願います。当社の決算状況についてを御覧ください。

中段になりますが、当期純利益６４２万円の黒字となっております。

4ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持株比率は36.67%でございます。

6ページをお開き願います。月別の入場者数でございます。

7ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が4,384万4,425円、固定資産が5,421万8,941円、資産合計は9,806万3,366円でございます。

8ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。

負債合計は1,273万1,219円、純資産の合計は8,533万2,147円、負債及び純資産合計は9,806万3,366円となっております。

次に、9ページをお開き願います。損益計算書でございます。

中段の売上総利益金額が4,972万7,327円、販売費及び一般管理費が5,005万5,696円、営業損失額は32万8,369円となっております。

営業外収益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は642万120円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、10ページに記載しております。

11ページに、株主資本等変動計算書、12ページ、13ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） おはようございます。

報告第8号令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから、経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは事業報告でございます。

令和5年度の事業概要は、アワビ種苗24万8,000個、アカウニ種苗24万4,000個を壱岐市栽培センターより購入し、併せてクエ種苗2,800尾、青ナマコ4万個を長崎県栽培漁業センターより購入し、各漁協により放流いたしております。

事業費といたしまして、2,314万5,469円であります。

財源内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益176万8,832円、基金振替額として1,196万6,451円、種苗放流事業地元負担金として、市から462万9,092円、管内5漁協より462万9,090円となっております。

また、法人会計より15万2,000円を振り替えまして、合計2,314万5,469円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。6ページは貸借対照表でございます。

資産の部ですが、流動資産が当年度68万5,246円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が6億8,803万3,549円で、資産合計7億8,871万8,795円でございます。

7ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

8ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の9ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、公営目的事業会計としては、7億円から運用財産取崩し振替額を差し引いた6億8,803万3,549円が正味財産期末残高となります。法人会計としては、預金利息を財源といたしております。今年度の正味財産期末残高は、基本財産の1億円と合わせて1億68万5,246円となります。支出の面で事務費等経常費用として、4,960円を支出いたしております。

10ページは附属明細書、11ページは財産目録、12、13ページは監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第8号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 報告第9号及び報告第10号を続けて御説明いたします。

まず、報告第9号令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況を報告させていただくものでございます。

1ページをお開きください。経営状況について御説明申し上げます。

令和5年度におきましては、宿泊者数が前年度より減少したものの、宴会利用等について前年度を上回る結果となりました。一方で、物価上昇等の問題が深刻化し、食材・消耗品等の調達方法や商品を見直し、経費削減に努めてきたところです。

3ページをお開き願います。令和5年度の利用状況でございます。宿泊者数と食堂利用者数は前年度を下回っておりますが、休憩者数と宴会利用者数は前年度を上回る実績となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。

収入の部が、決算額1億9,786万2,458円で、前年度実績の102%となっております。支出の部が、決算額1億9,828万3,783円で、前年度実績の103%となっております。また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は42万1,325円の赤字となっております。

次に、5ページから6ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。6ページ合計(A)の列の最終欄、正味財産、期末残高、いわゆる純資産合計は2,773万7,785円となっております。

次に、7ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部は、合計で5,209万1,956円、負債の部は、合計で2,435万4,171円、正味財産の部は、合計で2,773万7,785円で、負債及び正味財産の合計は5,209万1,956円となっております。

8ページ、9ページに、財務諸表に対する注記、10ページに監査報告書を添付しております。以上で、報告第9号の説明を終わります。

次に、報告第10号令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。2ページ中段の、(2)事業実績を御覧ください。

取扱い商品数は約350品目で、主要な取扱い商品は記載のとおりでございます。飲食店や小

売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、約40品目を取り扱っております。物産店等の催事やフェアへの出店回数は15回でございました。

次に、3ページをお開き願います。売上げ実績については、売上げ目標額7,000万円を掲げておりましたが、実績としまして5,291万281円であり、対前年比94.7%でございました。

次に、4ページから決算報告でございます。5ページから決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。計上収益の合計3,846万2,269円、計上費用の合計3,161万9,925円となっております。

次に、7ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは各種受託事業の会計でございます。計上収益の合計は1,444万8,538円、計上費用の合計は1,033万2,928円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当されております。計上収益の合計2,739万2,344円、計上費用は事業費が2,601万3,496円、管理費が137万8,848円で、合計2,739万2,344円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計1億1,663万3,847円、歳出合計7,211万1,497円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は4,452万2,350円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部合計5,287万3,080円、負債の部合計835万7,730円、正味財産の部合計4,452万2,350円、負債及び正味財産の合計は5,287万3,080円でございます。

10ページは、監査報告書を添付しております。

以上で、第10号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず実質赤字比率につきましては、令和5年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において、資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債比率でございますが、昨年度、令和4年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.5%でしたが、令和5年度は3か年平均7.6%で、対前年度1.1%の増となっております。要因といたしましては、令和5年度の単年度比率は9.25%であり、前年度の単年度比率7.32%と比較して1.93%増加しており、実質公債比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった令和2年度の単年度比率5.98%が算定から外れ、令和5年度の単年度比率が9.25%でございますので、3か年平均で増となったものでございます。

次に、将来負担比率についてでございますが、18.5%と対前年度0.1%の減となっております。これにつきましては、分母となる地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額は前年度より減となったものの、令和5年度の地方債発行額が元金償還金よりも少なく、地方債減債高が減少したことにより、算定の分子が小さくなったことによるものと分析しております。いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き健全な状態を保つよう財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして、資金不足比率は生じておりません。なお、健全化比率等の概要の説明につきましては、別紙資料3各会計決算概要の1ページから2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第42号壱岐市行政組織条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の権限に属する事務分掌について見直しを行い、行政ニーズへの対応と、より効率的な行政運営を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例の改正条文につきましては記載のとおりでございます。議案関係資料1の1ページから2ページに新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

改正内容につきましては、1点目は第2条第1号に規定する総務部の分掌事務のうち、ウの「地域主権改革に関すること」を「総合計画に関すること」に改正を行い、総合計画に関することを企画振興部から総務部へ移管いたします。

2点目は、第2条第2号に規定する企画振興部の所掌事務として市民協働に関することを明記し、また現在、総務部で所管しているエネルギー政策に関することを企画振興部へ移管いたします。

3点目は、第2条第4号に規定する保健環境部の所掌事務として高齢者福祉に関することを加え、現在の市民部から保健環境部へ移管いたします。

補足といたしまして、この条例は令和7年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午前11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案説明を続けます。吉田市民部部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第43号及び議案44号について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第43号について御説明申し上げます。

議案第43号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、外国人の保護に関する事務について、特定個人情報の取扱いができるよう本条例に規定しておりましたが、上位法令の改正について、準法定事務と規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

議案関係資料中資料1、改正条例新旧対照表の3ページから11ページ並びに参考資料2に改正概要を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

改正内容でございますが、別表第1及び別表第2における外国人の保護に関する事務の項を削除しております。

改正理由でございますが、外国人の生活保護につきましては、日本国民に準じた取扱いとなっており、番号法に規定された法定事務には含まれておりませんでした。しかし、令和6年5月24日付で法令改正があり、準法定事務と位置づけられたことから、条例への規定が不要となったため、今回の改正を行うこととしております。

附則として、令和6年10月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和7年3月31日をもって、壱岐市立柳田保育所、壱岐市立志原保育所を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

議案関係資料中資料1、改正条例新旧対照表の12ページ並びに参考資料3として、改正概要

及び保育所児童数を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

改正内容でございますが、第2条の表中、壱岐市立柳田保育所の項、壱岐市立志原保育所の項を削除しております。

改正理由でございますが、児童の減少により集団生活の中での学びや活動が制限される保育施設等については、施設の集約化を行い、その保育士を効率的に配置し、健全な保育運営を図り、何よりも子どもに寄り添い、保育にかかる時間をこれまで以上に確保することが保育環境の充実、保育力の向上と質の高い幼児教育の提供につながるものと考え、今回の改正を行うこととしております。

参考資料3の2ページをお開きください。

令和6年度の各保育施設の入所状況であります。中段がへき地保育所の状況でございますが、志原保育所につきましては、入所者がいないことで現在休園としております。

柳田保育所につきましては、現在の入所者21名でございます。今年度末をもって、卒園により13名が退所の予定となっております。

へき地保育所への入所者の減少理由として、出生数の減少に加え、それぞれの保育教育施設で提供できるサービスに違いがあり、認可保育所やこども園を選択される方が多くなっていることも大きく影響していると推測しております。

違いといたしましては、給食の提供の有無、保育時間の差、施設の経過年数なども考えられます。

ちなみに、柳田保育所につきましては築53年、志原保育所が築52年となっております。

附則として、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第44号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第45号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律のうち、国民健康保険・被保険者証の廃止に関する改定規定の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、壱岐市国民健康保険条例の一部の字句について、上位法等と統一

化を図るため、整理し改正するものでございます。

議案資料の資料1、改正条例、新旧対照表の13ページ、14ページを御参照願います。

第4条第2号中、「児童のうち」を「児童にあつて」に改め、第5条3号中「以降」を「以後」に、第4号の字句を整理し、国民健康保険法第42条第1項第4項の規定が適用されるものである場合、10分の3に改めるものでございます。

また、9条中、「国民健康保険法第72条の5」を「法第72条の5」に、第13条中「第9項」を「第5項」に改め、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を、「被保険者証が廃止になることから、または虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第13条の改正規定は令和6年12月2日からといたしております。

なお、マイナンバー法等の経過措置に関する政令第9条の規定により、なお、従前の例によることとされている場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用について、経過措置を設けております。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第46号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市ケーブルテレビ施設。位置、壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。2、指定管理者、熊本県阿蘇郡高森町大字高森980-8、光ネットワーク株式会社、代表取締役河部祐司。3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の選定につきましては公募を行い、その結果1者の応募となり、選定委員会の審査の結果を経て、光ネットワーク株式会社の指定管理者を提案するものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

[財政課課長（原 裕治君） 登壇]

○財政課課長（原 裕治君） 議案第47号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,982万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億4,774万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費として、4款衛生費2項清掃費の勝本自給肥料供給センターバキューム車購入及び7款土木費3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として、合計8,103万7,000円を計上しております。

事業の完了予定及び繰越し理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和6年度9月補正予算案概要の10ページに記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1、追加のジェットfoil更新支援事業費補助金は、ジェットfoil建造期間の令和10年度までの間、航路事業者へ補助を行うもので、限度額を4億4,212万5,000円とし、債務負担行為を行うものでございます。

8ページから10ページをお開き願います。第4表地方債補正の1変更で、以下計上しております各地方債について、県との一時協議による対象事業費の調整及び事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算に係る一般財源として、1億5,927万4,000円を計上しております。

なお、令和6年度の普通交付税額につきましては、対前年度当初決定額から0.3%減の90億8,147万7,000円に決定しております。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の障害者医療費負担金は、市内自立支援医療指定医療機関が1か所追加されたことに伴う自立支援医療費増加見込み分の国2分の1負担金を973万円計上しております。合わせまして、16款1項2目民生費県負担金におきまして、4分の1の県負担分486万5,000円を計上しております。

同じく、15款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度に係る中間サーバー更新に係る国の100%補助金で、387万6,000円を計上しております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の長崎農業デジタル化促進事業補助金は、農業生産におけるデジタル化技術導入に対する補助金で、2組織に対する県3分の1、市10分の1の割合で負担する補助金42万8,000円を計上しております。

18款寄附金1項2目指定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金500万円及び松永記念館に係る指定寄附金100万円を計上しております。

次のページをお開き願います。16ページから17ページ、19款繰入金1項1目基金繰入金のふるさと応援基金繰入金は、当初、学校施設等の工事関係に地方債と基金を充当しておりました事業につきまして、充当率の高い地方債への振替が可能となったため、基金繰入金を減額するもので、520万円を減額いたしております。

21款諸収入4項3目雑入の全国消防操法大会助成金は、長崎県消防協会からの助成金300万円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回、人事異動、会計課の異動に伴う職員給与費等の組替え補正を行っております。給与費明細書につきましては、50ページから53ページに記載しておりますので、御参照願います。

今回の補正予算の主な事業内容につきまして、別添資料に令和6年度9月補正予算案概要で御説明いたします。

2ページをお開き願います。2款総務費1項6目企画費の交通対策費、ジェットfoil更新支援事業費補助金は、航路事業者のジェットfoil建造に係る費用について、国4分の1、県8分の1、壱岐市、対馬市がそれぞれ16分の1を負担し補助するもので、令和6年度分の補助金4,912万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、同じく6目企画費の外部人材活用推進事業は、まち

づくり協議会の取組支援のための地域活性化企業人の副業型に係る費用及び地域おこし協力隊の起業支援補助金に、それぞれ100万円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、3款民生費2項1目児童福祉費の乳幼児・母子寡婦福祉医療費は、小中学生の福祉医療費現物支給化に向けてシステム改修を行うもので、96万8,000円を計上しております。

次の放課後児童クラブ等育成支援事業は、設備の更新・防災防犯対策の備品購入に対して、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担割合で支援するもので、200万円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費の園芸ブランド力強化対策事業は、壱岐市農協が国の補助事業を活用し、賃貸型の園芸用ハウス整備を行うにあたり、補助対象外となる費用について2分の1を補助するもので、623万7,000円を計上しております。

7ページをお開き願います。6款商工費1項4目観光費、観光振興費の西のゴールデンルート実行委員会負担金は、西日本の官民が連携し、西日本、九州への誘客事業を行う西のゴールデンルートアライアンスに加盟し、国内外への情報発信等を強化するもので、50万円を計上しております。

次のページをお開き願います。8ページ、7款土木費7項2目住宅建設費は、平成30年度から令和3年度にかけて交付された社会資本整備総合交付金について算定誤りであった国庫出資金の返納金2,658万7,000円を計上しております。

8款消防費1項2目非常備消防費の消防操法大会事業費は、宮城県で開催される第30回全国消防操法大会のポンプ車操法の部への出場経費890万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。9ページ、9款教育費5項6目文化財保護費の松永記念館管理費は、指定寄附金を将来的な施設整備の財源として基金に積み立てるもので、100万円を計上しております。

以上で、議案第47号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第48号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,953万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,704万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,566万7,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、3款、4款、5款につきましては、地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき人件費の補正財源といたしまして、それぞれ予算計上をいたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源といたしまして、3,309万2,000円を追加いたしております。

10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業費につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。また、6款1項2目償還金につきましては、令和5年度の介護サービス費及び地域支援事業費の実績に基づく精算返納金総額5,086万7,000円を予算計上いたしております。

14ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部长（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部长（平田 英貴君） 議案第49号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,091万3,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。歳入財源と

いたしましては、一般会計繰入金を458万7,000円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明いたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、人事異動などによる人件費の補正で458万7,000円を計上いたしております。

給与費明細書につきましては、12ページから15ページのとおりでございます。

以上で、議案第49号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 認定第1号令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計245億3,078万5,061円、歳出合計239億2,715万6,513円、歳入歳出差引残額6億362万8,548円となっております。

決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、124ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億362万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、（2）繰越明許費繰越額が7,790万7,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は5億2,572万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和6年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページから6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和5年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。基金中、決算年度末現在高、これにつきましては、令和6年3月31日現在高となりますが、一般会計分は99億9,974万6,000円で、前年3月末より7億6,523万円の増となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和5年度の決算状況につきましては、国の低所得世帯等への給付金事業や、芦辺港ターミナル整備事業、高機能消防指令センター整備など、大型事業を実施したこと及び令和5年度が公債

費のピークであったことなどによりまして、歳入総額は対前年度比2%増、4億7,830万5,000円の増、歳出総額は、対前年度比2.3%増、5億3,738万4,000円の増となっております。

そのほか、令和5年度の決算状況及び主要施策については、別添資料3、令和5年度各会計決算概要の7ページ以降の、令和5年度における主要施策の成果説明に記載のとおりでございます。

以上で、令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 認定第2号から認定第4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業歳入合計34億488万7,033円、歳出合計33億9,231万9,121円、歳入歳出差引残高1,256万7,912円、直営診療施設設定は、歳入歳出それぞれ4,895万5,914円でございます。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税の状況は記載のとおりでございますが、令和5年の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして96.5%でございます。滞納繰越分の収納率は14.93%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。4款1項1目保険給付費等交付金は、医療費及び保健事業等への長崎県からの交付金でございます。6款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入不足を補うため、3,600万円を繰り入れております。

16ページ、17ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る事務費でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。2款保険給付費の総額は、25億854万

7,305円となっております。

20ページ、21ページをお開き願います。2款4項1目出産育児一時金は11件、2款5項1目葬祭費は59件、2款6項1目疾病手当金は、1件の支給となっております。3款国民健康保険事業費納付金は、国保運営に係る長崎県への納付金でございます。

22ページから25ページをお開き願います。5款保健事業費でございます。2項1目特定健康診査等事業費は、医師会の御理解と御支援の下、実施しておりました特定健診の実績でございます。受診率につきましては、速報値で42.8%、最終の11月の法定報告は、昨年並みの44%を見込んでいるところでございます。2項2目特定保健指導事業費は、令和5年度も市内4会場で結核説明会をはじめ、委託医療機関の御支援の下、生活習慣病予防を含めた各種保健事業を行っております。

34ページ以降は、直営診療施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に関わるものでございます。

次に、認定第3号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開きください。歳入合計3億9,154万6,312円、歳出合計3億8,420万1,495円、歳入歳出差引残額は734万4,817円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。まずは歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料の収納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は99.76%、滞納繰越分が24.77%となっております。4款1項一般会計繰入金は、事務費及び保険基盤安定分を合わせて1億4,293万5,776円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億8,231万6,431円でございますが、その内訳は、保険料分2億4,093万3,719円、保険基盤安定分1億2,765万7,518円、広域連合への市町負担分といたしまして1,372万5,194円となっております。

次に、認定第4号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。介護保険事業歳入合計 38 億 9,764 万 859 円、歳出合計 37 億 963 万 4,157 円、歳入歳出差引残額 1 億 8,800 万 6,702 円、介護サービス事業勘定は歳入合計 3,644 万 7,791 円、歳出合計 2,860 万 2,511 円、歳入歳出差引残額 784 万 5,280 円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6 ページから 11 ページを御参照ください。まず、歳入でございますが、1 款介護保険料の収納状況につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は 99.68%、滞納繰越分 3.88% となっております。3 款、4 款、5 款及び 7 款につきましては、介護サービス費、地域支援事業費並びに事務費への法定負担及び法定繰入れに基づくものでございます。

12 ページ、13 ページをお開き願います。次に、歳出でございます。1 款総務費は、介護認定審査会などの運営事務費でございます。

14 ページ、15 ページをお開き願います。2 款介護給付費の総額は 33 億 3,045 万 8,279 円となっておりますが、これは令和 4 年度と比較し、約 1 億 8,555 万円の増額となっております。

理由といたしまして、令和 4 年度まで新型コロナの影響により、介護サービス等の利用控えや受入れ自粛がありました。感染症法上の 5 類に移行されて行動制限等がなくなったことから、利用者が増え増額になったものと分析いたしております。

3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援総合事業費認定者への介護予防サービスや配食サービスの費用でございます。

16 ページ、17 ページをお開き願います。3 款 2 項一般介護予防事業費は、介護予防の実施に向けた実態把握や普及事業、ハイリスク者への個別指導事業などの費用でございます。3 款 3 項包括支援事業、任意事業費につきましては、高齢者総合相談支援事業や認知症総合支援事業などの費用でございます。

18 ページ、19 ページをお開き願います。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業の安定的な運営を確保する目的に、1,000 万円を積み立てております。

28 ページ以降は、介護サービス事業勘定の事項別明細書で、壱岐市地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第 2 号から 4 号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 認定第5号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計4億9,739万3,215円、歳出合計4億2,980万8,402円、歳入歳出差引残額は6,758万4,813円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額4億9,199万2,000円に対しまして、収入済額は4億9,739万3,215円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額4億9,199万2,000円に対しまして、支出済額は4億2,980万8,402円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入でございますが、1款1項1目の下水道使用料調定額7,205万8,324円に対しまして、収入済額6,901万4,824円であり、収入未済額は304万1,420円でございます。

その内訳といたしまして、現年度分調定額が7,007万5,980円に対しまして、収入済額が6,841万2,710円で、収納率は97.6%と、前年度より1.9%低下をいたしております。収納率が低下した主な要因といたしましては、令和6年度より公営企業会計へ移行したことから、下水道事業特別会計は令和6年3月末までの打切決算となります。したがって、4月、5月の出納整理期間中に納付いただいた使用料につきましては、令和6年度下水道事業会計での収入となります。

滞納繰越分調定額は198万2,344円に対しまして、収入済額が60万2,114円で、収納率は30.4%と、前年度より2.7%向上しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10ページから17ページには、事項別明細書の歳出について、1款から3款までを記載しております。

18ページは、実質収支に関する調書でございます。歳入から歳出を差し引きまして、実質収支額は6,758万4,000円となっており、決算上は残額が大きくなってはおりますが、3月末打切決算により未払い金が発生してはおりまして、4月以降の請求により3,548万713円を令和6年度に下水道事業会計から支出をいたしております。

主要事業につきましては、資料3、令和5年度における主要施策の成果説明、24ページに記

載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案説明を続けます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 認定第6号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。

歳入合計でございますが1億2,271万5,181円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引算額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億2,558万2千円、収入済額は1億2,271万5,181円でございます。

4ページ、5ページ目をお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億2,558万2,000円、支出済額は1億2,271万5,181円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出決算の事項別明細書のうち、まず歳入の事項別明細書でございます。

1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額は1,454万6,760円となっております。令和5年度の乗船者数などでございますが、乗船客は3万6,894人、車両が1,257台で、令和4年度に対しまして乗船客は2,738人の減、車両は59台の増でございます。乗船客数減少の主な理由でございますが、前年度と比較しまして、人口の減少及び児童等の減少に伴いまして、定期券購入者の減少が主な要因と考えております。

2 款の国庫支出金でございますが、予算現額 3,935 万 6,000 円に対し、収入済額が 4,936 万 1,020 円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。今回、増額となった理由といたしましては、国の補正予算において、燃油高騰等に伴う追加支援措置が取られたためでございます。

3 款県支出金でございますが、予算現額 2,527 万 8,000 円に対し、収入済額が 1,931 万 327 円となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込み額から国の補助金を控除した 2 分の 1 の額となります。

次に 4 款繰入金でございますが、予算現額 4,594 万 1,000 円に対し、収入済額が 3,949 万 1,721 円となっております。

歳出につきましては、8 ページから 11 ページに歳出の事項別明細書を記載しております。8 ページ、9 ページをお開き願います。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費の 1 2 節の委託料 164 万 1,000 円の主なものは、乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務などの費用でございます。

2 目業務管理費の 1 0 節需用費 3,956 万 2,449 円の主なものは、燃料費 1,322 万 2,858 円、修繕費 2,600 万 9,164 円で、燃料費は年間約 14 万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては中間検査費用、相入居費用、機関部の小修繕の費用でございます。

1 2 節委託料 468 万円は、陸上作業業務委託料でございます。

1 2 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出いずれも 1 億 2,271 万 5,000 円となっております。歳入歳出差引額はゼロ円となります。

以上で、認定第 6 号の説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 認定第 7 号令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。

歳入合計1億6,952万2,174円、歳出合計1億5,256万6,067円、歳入歳出差引残額1,695万6,107円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億6,191万9,000円に対しまして、収入済額は1億6,952万2,170円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億6,191万9,000円に対しまして、支出済額は1億5,256万6,067円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料は機械使用料で、調定額5,877万650円に対しまして、収入済額5,753万3,150円であり、収入未済額は123万7,500円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が5,764万3,680円に対しまして、収入済額が5,670万5,160円で、収入未済額が93万5,820円で、収納率は98.4%でございます。滞納繰越分調定額が112万6,970円に対しまして、収入済額が82万7,990円で、収入未済額が29万8,980円で、収納率は73.5%でございます。今後も引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

3款繰入金については650万円で、備品購入費の財源として減価償却基金から取り崩しを行っております。

4款繰越金については3,195万4,811円で、前年度の繰越金として収入いたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路・公園等作業受託料収入7,299万6,927円でございます。

2項1目歳入は、災害による建物災害共済金等53万7,286円でございます。歳入合計1億6,952万2,174円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に需用費3,631万5,830円の内訳で主なものは、消耗品が2,127万5,193円、燃料費が924万60円、機械等修繕料567万9,320円を支出いたしております。

17節備品購入費として833万8,000円で、トラクター65馬力1台とバールグラブ・ラッピングマシン各1台を購入いたしております。

18節負担金補助及び交付金6,657万6,544円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を振興会負担金として支出したものでございます。歳出

合計1億5,256万6,067円でございます。

次に、10ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引しまして、実質収支額は1,695万6,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 認定第8号令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算報告書の2ページ、3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございますが、収入第1款の水道事業収益につきましては、予算額7億4,897万円に対しまして、決算額は7億5,790万9,416円でございます。

支出でございますが、第1款の水道事業費用の予算額8億9,683万8,000円に対しまして、決算額は7億9,202万8,393円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入第1款の資本的収入につきましては、予算額3億914万8,000円に対しまして、決算額は2億9,645万4,947円でございます。支出第1款資本的支出につきましては、予算額4億8,205万4,000円に対しまして、決算額は4億6,109万3,600円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,463万8,653円は、当年度消費税資本的収支調整額2,330万4,668円、過年度分損益勘定留保資金1億4,133万3,985円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が4億9,226万9,805円、営業費用が7億1,957万2,764円、営業損失が2億2,730万2,959円、営業外収益が2億1,070万4,430円、営業外費用3,178万4,909円、計上損失は4,838万3,438円です。特別利益が641万497円、特別損失が659万6,613円、当年度純損失は4,856万9,554円となり、当年度未処理欠損金は5,757万1,713円となっております。

8ページ、9ページは余剰金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。

未処理欠損金5,757万1,713円が繰越欠損金となっております。

12ページ、13ページは貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

水道事業会計は、計画的に老朽化に伴う各種施設の年次的更新を図り、適正な維持管理に努めておりますが、施設の維持・更新費用に加え、企業債の元利償還金が大きな負担となっております。一般会計からの基準外繰入金なしでは、経営が成り立たない状況であります。引き続き健全な事業運営に向け、最大限努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案等の説明が終わりました。

ここで、監査委員に対し、財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和5年度壱岐市一般会計及び特別会計、水道事業会計並びに財政健全判断化比率及び資金不足比率につきまして、市長より提出を受けました、決算書類について法令等に適合し、かつ適正に表示されているか、また、例月現金出納検査、定期監査の結果も斟酌し、壱岐市監査基準等に準拠いたしまして、決算の審査を行いました。その結果につきましては、本日提出いたしております各審査決算書により報告をいたします。各意見書の計数等につきましては、決算書・決算統計資料等から掲載をいたしております。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

初めに、報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、資料の後に添付しております審査意見書の1ページをお開きをお願いしたいと思います。

1ページの第5の審査の結果でございます。1の健全判断化比率につきましては、実質赤字連結、実質赤字とも赤字はございません。でしたのでゼロとなっております。実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれも早期健全化判断比率の範囲内となっております。

次に、2ページをお開きを願いたいと思います。

2の資金不足比率でございますが、この資金不足比率につきましては、各会計事業とも資金不足は生じておりません。

3ページをお開き願いたいと思います。

第6の審査意見、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令に従って正確に作成され、財政健全化判断比率及び資金不足比率、いずれも基準内であ

り適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和5年度壱岐市一般会計特別会計決算認定、財産に関する調書の資料の後に添付しております審査意見書、2ページをお開きを願いたいと思います。

第5の審査の結果で、ここに掲げております。総括としては決算規模の内容、それから統計資料等の内容を記載しております。

1 2ページをお目通しを願いたいと思いますが、ここでは一般会計の歳入歳出の状況などを掲載いたしております。

3 4ページからは特別会計の歳入歳出決算書を掲げております。

5 2ページ以下からは財産に関する調書、基金運用状況等の状況を掲げておりますので、お目通しをいただければと思います。

6 0ページをお開き願いたいと思います。

第6、審査意見でございます。審査に付されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は法令等に定められました内容に準拠し、決算数値等に基づき作成され、適正に表示しているものと認められます。

なお、次のとおり事務の執行管理について改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1 つ目に財務に関する事務について、現金の盗難、収入調定及び支出負担行為の遅延等見受けられましたので、規定に定められました事務処理等を励行し、より適正な事務の処理をすることが求められます。

2 の債権保全管理では、延滞債権の中で債務承認等の債権の実在性を確保する手続が必要な債権がありますので、これらを明確にしてもらう必要があります。

3 番目には、未収債権につきましては、下記の表のとおりでございますが、新規滞納の発生防止等債権回収による財源が重要であり、収入未済額の発生を抑制することが求められております。表の債権額はお目通しをいただきたいと思います。

4 の財産に関する調書の中で、災害援護資金貸付金、高等学校奨学資金貸付金が長期延滞となっているもの、基金運用状況調書の中の奨学金運用基金で弁済期限が到来し、延滞となっているものが認められております。

5 に、財政面では、近年厳しい社会情勢等によりまして、市税等の自主財源の伸び悩み、地方交付税等の減少で、財源の確保が困難な状況となっております。令和3年12月に策定された壱岐市財政基盤確立計画及び令和4年3月に改訂された壱岐市公共施設個別施設計画の取組を強化し、社会情勢の変化に対応できるようなことが必要であると思われま

しては下記のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、公営企業でございますけれども、認定第8号老岐市水道会計欠損金の処理及び欠算の認定について、資料の後に添付しております審査意見書の1ページをお開きを願ひたいと思ひます。

第5の審査の結果でございます。経営状況につきましては、給水戸数が1万1,306戸で、前年度より120戸減少をしております。年間給水量は377万3,007立米で、有収水量は267万4,147立米となっており、有収率が70.88%となっております。これは前年度に比べて5.7ポイントの増加となっております。

財政状況におきましては、過去3年間の営業収益の減少、一方、営業費用はほぼ一定をしております、令和5年度も同様な状況で4,857万円の純損失の結果となっております。

なお、損失補填の目的で積み立てられていた利益積立金が、令和5年度末の残高ではゼロとなっております。

2ページをお開き願ひたいと思ひます。

(6)の欠損金処理計算書についてでございます。欠損金処理計算書につきましては、前年度からの繰越欠損金902万円と、本年度赤字欠損金4,857万円を加えたもので、未処理欠損金として5,757万2,000円となっております。

第6の審査意見です。欠損金処理計算書は法令及び条例に従って作成されていると認められます。決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示していると認められます。水道料未収金につきましては、債権回収を図るとともに、債権の実在性を求めるための保全管理に努める必要があると思われまひます。

以上、各会計の審査の結果の報告を終わります。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第27. 請願第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、請願第1号についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔紹介議員（中田 恭一君） 登壇〕

○紹介議員（13番 中田 恭一君） 請願の説明をさせていただきます。

令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願。

請願者、へき地保育所の存続を望む会共同代表、颯川加奈江、田中愛妃、柳田保育会長法村洋介、紹介議員中田恭一。

請願の趣旨としまして、令和6年8月6日、20日に行われました柳田地区保育所保護者合同説明会において、いきいろ子ども未来課より、へき地保育所の閉所に関する説明が行われました

が、柳田地区公民館への説明は8月6日が初めてであり、地域住民が十分に納得できていない状況での閉園、令和7年3月末は望ましくありません。柳田保育所保護者も保育所の立地や小規模保育の環境を望んでいます。市と地域、保護者、子育て世代間に大きな溝があり、今後は市と地域、保護者が溝を広げるのではなく、寄り合いながら新たな保育所運営を行っていただくために、次のことをお願いします。

請願事項1、柳田地区の立地を踏まえ、柳田地区の必要性を見るために、今年度募集園児の制限をかけずに閉園の延長を行うこと。

2、今後、閉園については、必要性・民間保育所との調整を図りながら、地域住民や保護者には丁寧に説明を行い進めていくこと。

3、閉園延長期間内に、新たな保育環境を望む市民の意向に寄り添い、認定こども園の具体的な計画や今後の保育所運営について再検討すること。

以上です。

〔紹介議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月10日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後0時31分散会
